

# 後期高齢者医療制度

◆問い合わせ

住民課国保年金班 ☎84-1214

国内にお住まいの全ての方は、75歳になると今まで加入していた国民健康保険や健康保険組合、共済組合などの公的保険制度から「後期高齢者医療制度」に移行することになります。

満75歳の誕生日前に、町から「後期高齢者医療制度の被保険者証」が送付されますので、誕生日以降はその被保険者証をご利用ください。(65歳以上75歳未満で一定の障害がある方も、ご希望により後期高齢者医療制度に加入できます。)

## ●医療機関での自己負担割合

後期高齢者医療制度になると、医療費の自己負担割合が1割になります。

(町県民税課税標準額が145万円以上の方と同世帯の被保険者は3割負担となります。)

※3割負担の方でも右表に該当する場合は「基準収入額適用申請」を住民課国保年金班へ提出していただくと1割になります。

## ○基準収入額適用申請により3割から1割になる方の条件

世帯内の被保険者数	収入の基準
1 人	前年の収入が 383 万円未満
	前年の収入が 383 万円以上であっても、同世帯に 70～74 歳の方がいる場合はその方と被保険者本人の前年の収入合計が 520 万円未満
2 人以上	被保険者の前年の収入合計が 520 万円未満

## ●保険料

後期高齢者医療保険料は、国民健康保険税などの世帯主課税とは異なり、被保険者一人一人に負担していただくこととなります。被保険者全員が平等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して個人ごとに計算されます。

※平成27年度の保険料率は下記のとおりです。平成27年度の保険料は前年中の所得を基に計算し、被保険者のみなさんに7月中旬ごろまでに保険料の決定通知書が送付されます。

区分	計算の概要	保険料率等
均等割額	被保険者に均等に負担していただく額	38,700円
所得割額	被保険者の前年中の所得に応じて計算	7.43%
賦課限度額	1人当たり年間の限度額	57万円

## 1人当たりの保険料

均等割額 38,700円	+	所得割額 賦課の基となる所得金額 × 所得割率7.43%
-----------------	---	------------------------------------

※均等割額は、世帯の所得水準にあわせた軽減があります。

※所得割額は、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の場合、所得割額の5割が軽減されます。(基礎控除額33万円)

## ●保険料の納め方

後期高齢者医療保険料は、年金から天引きの「特別徴収」と納付書や口座振替の「普通徴収」があります。

(7月に送付される保険料決定通知書でご自身の納付方法をご確認ください。)

**特別徴収：年6回の年金受給時に保険料が天引きされます。**

※複数の年金を受給中の場合は、年金受給額の合計ではなく、一定の順序に従い選択された1つの年金で判定しており、特別徴収される年金は介護保険料が天引きされている年金と同じものになります。

**普通徴収：7月から翌年2月までの年8回、納付書や口座振替により納めていただきます。**

※保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を希望する方は、町指定の金融機関へお申込ください。

今まで年金天引きで国民健康保険税などを納めていた方は、保険制度の移行により75歳に到達した年度は、後期高齢者医療保険料の年金天引きが一時的(おおよそ1年間)にできなくなります。

また、国民健康保険税を口座振替で納付していた方で、後期高齢者医療保険料も口座振替による納付を希望する場合は、再度口座振替の申込が必要ですので、町指定の金融機関へお申込ください。